

「すまいの環境性能表示基準」の改正（案）への市民意見に対する本市の考え方

○募集期間：令和5年10月30日（月曜）～令和5年11月28日（火曜）

○ご意見数：1件（1通）

番号	意見の概要	意見に対する本市の考え方
1	<p>『すまいの環境性能表示基準の見直し』につきまして、現在の案を採用した場合、「様式1（現行の表示）」と「様式3+法に基づく性能表示」が併存することになりますが、断熱性能や省エネルギー性能にかかる段階評価が異なるため、消費者にとって比較が困難となり、また誤解を与える可能性があるのではないのでしょうか。</p>	<p>本改正の主たる目的は、同一物件の広告の中に、「建築物省エネ法に基づく表示」と「すまいの環境性能表示」の各段階評価が複数表示されることによる消費者の混乱を防ぐことです。</p> <p>また、複数物件の広告を比較する場合、各々表示形式が異なる場合も想定されますが、すまいの環境性能表示の「様式3」にはホームページへのリンク表示があり、そこを参照することで「様式1」を比較していただけます。</p> <p>なお、今後の表示制度の利用状況等を見ていく中で、使いにくい、分かりにくい等の問題が顕在化した場合には、必要な対応を検討していきたいと考えております。</p>